

令和7年度第2回総合教育会議に係る議題提案書

課名	教育総務課
<p>【テーマ】</p> <p>森地区の学区変更について</p>	
<p>【背景、要旨、意見など】</p> <p>甚目寺東小学校区のうち、通学距離が市内でも最も長くなる森地区の七丁目、八丁目について、距離的に近い正則小学校へ学区を変更してほしいという要望については、教育委員会も以前から聞き及んでいます。</p> <p>しかし、この学区変更については、平成29年度に在校生及び地元からの反対にて白紙撤回した内容でもあります。</p> <p>この度、令和7年度に改めて「遠距離通学における熱中症対策としての通学バス導入に関する嘆願書」が教育委員会に提出され、甚目寺東小学校の通学距離が長い森地区の児童生徒への熱中症対策について、いくつかの施策を検討しているところです。</p> <p>そのうちのひとつとして、指定学校の変更申請に対する許可基準に新たに一項目を追加し、通学距離が一定距離以上（例：2km）であり、学区により指定されている学校よりも通学距離が短くなる学校がある場合に指定学校の変更申請に対して許可を行うとするものがあります。ただし、多くの児童が正則小学校に希望した場合には、正則小学校の空き教室では賄えない可能性があり、その際の上限人数の取扱い等の問題などから、現在は研究中としているものです。また、この指定学校の変更申請件数が森七丁目、八丁目の児童のうち、多数の児童が希望するものとなった際には、森七丁目、八丁目の学区を正則小学校区とすることも検討課題の一つとしています。甚目寺東小学校の学区から正則小学校の学区への変更を行った際には、児童が減少した甚目寺東小学校への対策と今後増える可能性のある甚目寺西小学校への対策として、甚目寺地区及び新居屋地区のうち、福田川以東を甚目寺西小学校区から甚目寺東小学校区へ変更することも検討しています。</p>	